

空き駐車場利用契約書

パークタウン五領第6団地管理組合理事長（以下「甲」という。）と、下記の団地建物所有者（以下「乙」という。）とは、甲の管理する団地内第_____番駐車場に下記の自動車（以下「利用自動車」という。）を駐車するため以下のとおり契約を締結する。

自動車の表示

- (1) メーカー及び車種 _____
(2) 車両登録番号及び色 _____ 色 : _____
(3) 車両所有者 _____
(4) 主たる利用者 _____

年 月 日

甲：パークタウン五領第6団地管理組
理 事 長 _____ 印

乙： _____ 号棟 _____ 号室
氏 名 _____ 印

(車検証写しの提出義務)

第1条 乙は、利用自動車の車検証の写しを、速やかに提出するものとする。

(駐車料金)

第2条 駐車場使用料金は、月額500円と定め、乙は甲の定める方法により支払うものとする。ただし、月の途中での契約締結でも、その月の月額分の全額を支払うものとする。

2 本契約を解除又は解約した場合は、乙はその月の月額分の全額を支払うものとする。

(乙の賠償義務)

第3条 乙又その代理人、使用人、運転手、同乗者、その他乙に関係するものが、故意又は過失により本駐車場又その施設並びに本駐車場に駐車中の他の自動車又は附属品に損害を与えたときは、乙は、乙の責任においてその損害金を相手方に対して賠償しなければならない。

(甲の免責)

第4条 天災、地震、火災、盗難その他の被害等の事由に因って乙の自動車その他の物件に損害生じても、甲は、一切その責を負わない。

(乙の義務)

第5条 乙は、駐車場の利用に際し、甲の別に定める「駐車場管理・運営細則」及び甲又は甲の指定する者の指示を遵守しなければならない。

なお、利用自動車に変更があった場合は、乙は別に定める様式により、14日以内に甲に届け出なければならない。

(利用権の譲渡禁止)

第6条 乙は、乙の所有に関わるといえども、利用自動車以外の自動車を駐車せしめ、又、所定の利用者以外に本駐車場を利用せしめ、あるいは、本契約上の権利を譲渡することはできない。

(駐車料金の変更)

第 7 条 甲は、施設の改善又は一般物価の変動等により必要と認めるときは、契約期間内といえども、1 ヶ月の予告期間をもって駐車料金を改定することができる。

(解約)

第 8 条 本契約期間中に解約しようとするときは、甲又は乙は、1 ヶ月前に各々相手方に予告しなければならない。ただし、乙が当該団地から退去する場合は、乙はその 2 週間前に甲に予告しなければならない。又、乙は、退去する日をもって、本契約を解約するものとする。

(契約の解除)

第 9 条 乙が本契約及び、規約、細則等に違反したときは、甲はなんら予告なしに、直ちに本契約を解除することができる。

(契約の期間及び更新)

第 10 条 本契約の契約可能期間内であれば、任意の期間を選んで契約することが出来る。
本契約の契約期間は、 年 月 日から 年 月 日までの期間とする。
この契約を証するため、契約書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名、押印のうえ各 1 通を保有する。

(契約外事項)

第 11 条 本契約に定めのない事項は甲、乙、誠意を持って協議の上、取り決めるものとする。